

## 農林水産省共同利用電子計算機システムの業務・システム見直し方針について

平成 17 年 6 月 17 日  
行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改訂)に基づき、下記のとおり、農林水産省共同利用電子計算機システムの業務・システム見直し方針を定める。

### 記

農林水産省は、本見直し方針を踏まえ、農林水産省共同利用電子計算機システムについて必要な見直しを行い、業務・システムの最適化に取り組むものとする。

また、農林水産省共同利用電子計算機システムが処理する業務のうち大部分を占めるのが統計部の統計関連業務であることから、農林水産省統計部に有する統計関連システムである農林水産統計情報処理システムと農林水産統計情報総合データベースシステムについても合わせて見直すこととする。

本見直し方針は、「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」(平成 17 年 4 月 8 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定)を踏まえるものとする。

### 第 1 対象範囲

農林水産省共同利用電子計算機システムについては、当初は本省内における様々な業務処理を共通して扱うものとして利用されてきたところであるが、昨今、より安価で使い勝手の良いオープン系のシステムへの移行等によって農林水産省共同利用電子計算機システムからの離脱が進み、現在では統計部における統計関連業務処理がほとんどである。このような実態と最適化の趣旨を踏まえ、地方統計組織を中心に統計処理を行っている農林水産統計情報処理システムと国民に幅広くデータ提供を行う農林水産統計情報総合データベースシステムも合わせて、農林水産省統計部における統計関連業務として総合的に見直すこととした。

そのため、本見直し方針の対象とする業務・システムは、農林水産省統計業務における統計調査の企画、実査準備、実査、審査、集計、分析・加工、公表・提供及び評価までの一連の業務並びにこれらを処理する農林水産省共同利用電子計算機システム、農林水産統計情報処理システム及び農林水産統計情報総合データベースシステムの 3 システムとする。

## 第2 最適化の基本理念

効率的な業務の推進と業務全体の最適化が確保されるよう、次の事項を基本理念として「見直し方針」を策定し、最適化を図ることとする。

- 1 分析・加工の高度化・効率化による政策ニーズ及び国民ニーズへの対応強化
- 2 調査手法の見直しに伴う効率的な統計調査の実現
- 3 データの一元管理によるセキュリティ強化と利便性の向上
- 4 システム集約・連携強化と「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」に基づく各府省共同利用型システムの活用による業務・システムの効率的な運営の推進
- 5 汎用機のオープン化及びシステム関連業務のアウトソーシングによるシステム運用経費の最適化

## 第3 現状と課題

### 1 現 状

- (1) 農林水産省は、「農林水産業の持続的な発展」、「安全な食料の安定供給の確保」、「農林水産業の多面的機能の発揮」、「農山漁村の振興」などを重点施策として推進しているが、農林水産省統計業務はこれを支えるものとして、統計情報を提供することによる農林水産省政策立案の支援  
上記農林水産省の重点施策に通じる国民一般に対する農林水産統計の提供の役割を担っている。

主な統計調査の種類としては、以下のようなものがあり、32本の調査体系による統計調査を実施し、全ての結果を報告書やホームページ等を通じて、省内政策部局及び広く国民に提供している。

経営統計（農林漁業経営の把握）

センサス統計（農山漁村・地域の実態把握、農林水産業従事者の構造把握）

生産統計（農林水産物の生産状況の把握）

流通・加工統計（農林水産物の流通・加工状況の把握）

消費統計（農林水産物の消費状況の把握）

組織体系は、農林水産省統計部を筆頭に、ブロック機関としての地方農政局等（9ヶ所）全国各地に広がる統計・情報センター（270ヶ所）から構成されている。

各統計調査実施の際は、農林水産統計情報処理システムを活用し、統計精度の確保の観点から、統計・情報センター、地方農政局等と段階的に審査・集計を行ったデータを農林水産省本省に集め、農林水産省共同利用電子計算機システムを活用して全国値の集計を行い、農林水産統計情報総合データベースにて統計結果を公表・提供する手順となっている。また、統計対象となる農作物の作況等は地域の自然環境に左右されやすく、調査客体には農家等個人も含まれることから、

全国的なネットワークを有する地方組織を最大限活用し、専門知識を有する職員の地域に密着した対応によって、よりの確な統計データを効率的に取りまとめることを可能としている。

現在、農林水産省では、食料・農業・農村基本計画等に示された政策展開の基本方向に沿って、政策の全般にわたる改革を早急に進めているところであるが、農林水産統計に対してはこうした政策の企画・立案に必要な統計データを適時適切に提供することが求められている。

また、農林水産統計は、農林水産関係者や消費者などの合理的な意志決定の基礎資料ともなるべきものであり、社会に役立つ有用な統計として今後もその役割を果たしていかなければならないものである。

一方、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に盛り込まれている民間委託・調査員調査化の推進や、IT技術の活用など、業務改善を推進していくことが今後の農林水産統計行政においても喫緊の課題となっている。

(2) 農林水産省の統計業務を効率的かつ効果的に遂行するために、3つのシステムが次のような役割を果たしている。

#### ア 農林水産省共同利用電子計算機システム

情報処理の効率化及び情報の高度利用により農林水産行政事務の高度化を図ることを目的に、本省内各部局が共同利用できる汎用電子計算機システムとして、昭和46年から運用を開始し、農林漁業センサス、農業経営統計調査をはじめ各種の農林水産統計の集計・分析・加工業務を処理している。

本省に汎用機を配置し、統計に関わる約200種類の業務を行っている。

#### イ 農林水産統計情報処理システム

情報通信技術を活用し全国規模の統計作成業務をシステムにより迅速かつ効率的に行うことを目的として昭和62年から運用を開始し、農林水産省本省、地方農政局等、統計・情報センターとの間を通信回線で結んだ統計処理を行っている。

各地方農政局と統計・情報センターにオープン系サーバを配置し、各地で集計されたデータが本省サーバに集められる手順となっている。17本の統計体系に関わる業務処理を行っている。

#### ウ 農林水産統計情報総合データベースシステム

農林水産統計データを中心に幅広く国民に公表・提供することを目的として平成15年から運用を開始し、統計報告書として247種類3年分、統計表として約14万シートの蓄積量を有し、同システムの稼動以来、利用者数は増加しており、月平均約3万件(16年平均)の閲覧件数を有している。農林水産省ホームページから農作物生産や畜産業などの分野別検索、米・麦などの品目別検索、農家数・収穫量などのキーワード検索によって統計データを検索し、その結果を、表計算ソフトウェアで取り扱えるスプレッドシート形式にて利用者のパソコン

に保存することも可能としている。

## 2 課 題

今後の業務展開に対応し、効率的な業務運営及びこれに係るシステム支援を行っていく上では、以下のような点が課題となっている。

### (1) 農林水産政策ニーズの多様化への対応

昨今の、食の安全や健全な食生活に対する消費者の関心の高まり、多様化・高度化する消費者ニーズ、食品産業の輸入農産物依存の高まり、農業者の減少・高齢化、自然環境を維持する農業の多面的機能や農村に対する期待、グローバル化の進展等の情勢変化に伴い、政策立案現場における統計分析ニーズも多様化している。

このため政策立案の支援においては、農林水産物の生産構造、生産・流通、農林漁業経営体の経済活動、農山漁村地域の実態、家庭等における食料消費、食品産業の実態などの統計結果データのみならず、これらの実態を様々な切り口で加工・分析したデータの提供がますます求められている。

一方、食に対する関心を高め、多様なニーズを抱える消費者に対しても、従来よりも詳細かつ多面的に状況を知ることができるデータ提供が望まれており、こうしたニーズに迅速かつ効率的に対応する方策が求められている。

### (2) 政策ニーズ及びそれに伴う統計ニーズの変化に応じた調査実施の効率化

政策ニーズに応じこれまでも業務の見直しは適宜行ってきたところではあるが、現在進められている農林水産政策の改革を踏まえた統計ニーズと業務の効率化に対応するため、農林水産統計の見直しを抜本的に行い、利用性の低下した統計の廃止や他統計との統合を進めるとともに、郵送調査又はオンライン調査の導入、調査の難易度に応じた調査員調査への移行等調査手法の見直しを行い、調査の効率化を進めているところである。

しかしながら、調査員は調査スキルや調査分野に関する知識等が職員に比べ不足していることから、これまで職員が行っていた調査を調査員が行うことにより、実査時の精度低下や、職員が審査・修正すべき内容が従来よりも増加する可能性があることに留意する必要がある。

### (3) データの分散管理によるセキュリティ及び利便性上の問題

個票データについては、各地域での審査や集計の必要性等から原則として紙媒体あるいは磁気媒体によって管轄地域内の統計・情報センターに保管されるとともに、最終的には本省においても全データを一元的に保存・管理する場合があるなど、本省及び地方での多元的な管理がなされている。

集計結果表データについても、本省で一元的に保管しているものの、そこから地域別のデータを切り分け、媒体にて各統計・情報センターに還元するなど

の措置がとられている。

このようにデータについては、各職員及び各地方組織のいわゆる人的管理に依存したセキュリティ体制となっている。

#### (4) 地方分散型のサーバ管理及び専用端末の見直し

効率的な業務処理の必要性から、各地方農政局及び統計・情報センターにサーバを設置し運用している。また端末についても、LAN 端末とは別に農林水産統計情報処理システムの専用端末を整備している。

しかしながら、ネットワークの高速化、ハードウェアの高性能化及びその性能面からみた費用対効果を勘案すると、現在のような中継サーバや専用端末設置の必要性は薄れてきており、全体的なシステム構成について見直しの余地がある。

#### (5) 統計結果データのデータベースへの効率的な蓄積

農林水産統計情報総合データベースシステムは、農林水産省共同利用電子計算機システムと農林水産統計情報処理システムから出力される統計結果データを蓄積し、国民向けに提供する役割を担っている。しかしながら、これらのシステムはそれぞれ異なる時期に構築された経緯から、直接データベースに蓄積できる形式のデータが出力されておらず編集作業が必要な場合が生じている。より迅速な提供とこれに向けたより効率的なデータ蓄積を行うために、システム間データ連携の面で見直しの余地がある。

#### (6) 効率的な運用を目指した汎用機刷新

これまで統計処理業務等については、大量データの迅速な処理の必要性から、汎用機である農林水産省共同利用電子計算機システムを活用してきた。しかしながら、近年の情報システム利用の多様化に伴って、汎用機に対し、職員がその都度集計及び分析・加工用のプログラムを構築してデータ処理することの煩雑さや、そのために固有技術習得が必要であることなどの利便性の低さが目立ってきている。一方で、これまでの業務を遜色なく処理することが可能な高性能なオープン系システムが出現してきていることを勘案すると、汎用機の維持を見直す必要性が出てきている。

#### (7) アウトソーシングの活用

現在、前述した 3 つのシステムのセンター機器は、農林水産省内に設置し、運用・管理を行っている。しかし、建物の老朽化や旧式の空調設備（水冷式）等を考えると、今後も安定性・安全性を維持するために十分な環境であるとは言えない状況にある。近年のネットワークの高速化やセキュリティ技術の向上を考慮すると、機器設置場所を農林水産省内とする必然性はなく、セキュリティ及びコストの両面から、外部委託も検討する必要性がある。

## 第4 見直し方針

電子政府構築計画及び第2の最適化の基本理念を踏まえ、以下の観点から業務・システムについて必要な見直しを行うものとする。

### 1 分析・加工の高度化・効率化による政策及び国民ニーズへの対応強化

汎用分析・加工ツールを活用することにより、組替集計作業の効率化を図るとともに、職員（統計部）による加工・分析を容易にすることにより、統計業務の高度化を推進し、政策立案業務への支援強化を図る。

また、グラフ自動作成機能等を活用し、視覚的にもわかりやすい統計情報を迅速に提供できるようにすることにより、国民へのサービスの向上を図る。

### 2 調査手法の見直しに伴う効率的な統計調査の実現

調査の効率化を目的とした郵送調査又はオンライン調査の導入については、統計調査等業務の業務・システムの見直し方針に基づく各府省共同利用型のオンライン調査システム等を可能な限り活用し、効率的な運用を目指す。

また、調査員調査の導入・拡大に伴い懸念される実査の質の低下及び職員の審査負担の増大に対応するため、調査員からの報告後直ちに調査内容を審査し、疑義情報については速やかに再調査、確認等を指示する措置を講ずるとともに、審査上発生する疑義情報の管理・活用機能の拡充を図る。これにより、審査業務を効率的かつ効果的に進め、調査員調査への円滑な移行を促進する。

### 3 データの一元管理によるセキュリティ強化と利便性の向上

(1) 本省及び地方組織において多元的に管理されているデータの一元化を進めることにより、個票データ等の重要データを系統的に厳格なアクセス制御の下で、より安全に管理する。

(2) また、一元管理されたデータを各統計・情報センターからも活用可能とすることにより、各統計・情報センターでの分析・加工業務における利便性向上を目指す。そのため、各統計・情報センターからのデータアクセス権限制御等の適切なセキュリティ対策を講じるとともに、職員へのセキュリティ教育やセキュリティ実施手順の点検等内部統制の強化など、その運用に十分配慮した取組を行う。

#### 4 システム集約・連携強化と各府省共同利用型システムの活用による業務・システムの効率的な運営の推進

##### (1) サーバ及び端末の集約

ア 各地方組織に配置されたサーバの本省集約・一括管理を進めることにより、より効率的なシステム運営を目指す。

イ 農林水産省 LAN システムの端末と別途整備している農林水産統計情報処理システムの専用端末を一本化し、重複のない簡素なインフラを構築する。これにより、システム運用経費の削減を図るとともに、各統計・情報センターの職員等が自席の LAN 端末から両システム業務を行える効率的な環境の構築を目指す。

##### (2) システムの一体化・相互連携による業務・システムの円滑化

現在の3つのシステムはそれぞれ異なる役割を持ったシステムであるが、相互の連携をよりシームレスなものとする事で一体化したシステムとしつつ、多様なニーズに柔軟に対応できるシステムとする。

そのため、農林水産省共同利用電子計算機システムと農林水産省統計情報処理システムについては一つのシステムへ統合し、農林水産統計情報総合データベースシステム及び各府省共同利用型システムとのシームレスな連携を図り、データ蓄積及び公表・提供の円滑化を図る。

##### (3) 各府省共同利用型システムの活用

ア 統計調査等業務の業務・システムの最適化において提供される各府省共同利用型システムについては、利用可能なものは積極的に活用し、利用者のサービス向上、農林水産省内のシステム運用の効率化を目指す。

イ 各府省共同利用型システムと農林水産省の有する統計調査関連システムとの関係については、両者の適合性を踏まえ円滑な連携を図る。

なお、農林水産統計情報総合データベースについては、統計調査等業務の業務・システムの見直し方針に基づく各府省共同利用型の統計表管理システム及び統計情報データベースの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、公表・提供に関する現行のサービスレベルの維持・向上を図るものとする。

## 5 汎用機のオープン化及びシステム関連業務のアウトソーシングによるシステム運用経費の最適化

### (1) 汎用機のオープン化

ア 農林水産省共同利用電子計算機システムの汎用機についてはオープン系システムへの刷新を通じて、システム運用経費の削減を図る。

イ 汎用機のオープン化に伴い、これと農林水産統計情報処理システムとの統合を図りながら、より簡素なシステム基盤を構築していくことを目指す。

ウ オープン化に伴い、円滑な利用と運用が可能であることを前提に、プログラム開発時に汎用パッケージソフトウェア等を積極的に活用していくものとする。これにより、プログラム開発の期間短縮と低コスト化を目指す。

エ オープン化に伴い、農林水産省共同利用電子計算機システム上で稼働している業務処理機能については、効率的な処理となるよう適切な移行方法を検討する。

### (2) システム関連業務のアウトソーシング

ア 農林水産本省内に設置している機器について、外部施設にて運用するとともにその管理・運営業務を外部委託することを検討し、費用対効果および運用の信頼性を高めていく。

イ ソフトウェアの開発・保守等について、外部委託を推進する。その際、特定業者に依存した体制にならないよう、業務・システムに係わるドキュメント類の整備や知識の蓄積・共有・継承を図るとともに、調達における競争原理の導入、委託業務の実施状況を監理・評価するなど、最適な運営を目指す。

## 6 その他

上記の他、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」（平成17年2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」及び「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」における各府省の個別の業務・システムに関する方針を踏まえ、農林水産省共同利用電子計算機システムの必要な見直しを行う。

## 第5 最適化計画の策定

農林水産省は、本見直し方針を踏まえ、統計調査等業務の業務・システムの最適化の検討と連携を図りつつ、行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化

計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、平成 17 年度中のできる限り早期に農林水産省共同利用電子計算機システムの業務・システム最適化計画を策定する。

LAN通信回線等の環境に関しては、農林水産省として平成 17 年度策定予定の農林水産省ネットワーク等最適化計画を踏まえるものとする。

なお、農林水産省共同利用電子計算機システムの業務・システムの最適化について、統計調査等業務の業務・システムの最適化と重複する部分が発生した場合等においては、当該重複する部分については統計調査等業務の業務・システムの最適化の内容に基づき、農林水産省共同利用電子計算機システムの業務・システム最適化計画を見直したうえで最適化を行うものとする。